

「平成 30 年 6 月 1 日に思う」

「健康で元気な暮らし」は誰しもの願いです。村もこれを最重点施策と位置づけています。

今年からはじまる第 7 期介護保険事業計画。その計画の中で、基準とされる月額保険料が 4,900 円（第 6 期では 4,500 円）とされました。

数字上では、奈良県下の町村では一番低いものとなりました。

すでにご承知のとおり、介護保険事業が開始されて 20 年が経過し、必要とされるサービス給付費は現在、おおむね国が 20%、県と市町村がそれぞれ 12.5%を負担し、それに個人の保険料を加えて運営されています。

今回の保険料の設定は、これから 3 年間で必要となるであろう介護保険サービス（施設サービスや居宅サービス等）の見込みをたてて決めたものです。

つまり、施設サービスやデイサービス等のサービス給付費が増えると、おのずと保険料も高くなる仕組みです。

今回、この保険料がさほど上がらなかったのは、村民の「健康への意識」が高まったからであると考えています。介護保険事業で最も重要なことは「予防」であり、それを推し進める村の取り組みと、村民や関係者の努力が実を結び、この成果につながったと考えています。

ただし、これを継続していくことは生易しいものではありません。今後も「らくらく元気塾」や「ノルディックウォーク」、「認知症サポーター養成講座」などあらゆる「介護予防」の取り組みに加え、地域包括ケアシステムの構築に向けて社会福祉協議会や関係機関、行政のさらなる連携強化を行い、引き続き「都市にはない豊かな暮らしの実現」をめざして取り組んでいきます。